

第十回国会 郵政委員會議録 第五号

昭和二十六年三月十二日(月曜日)

午後二時六分開議

出席委員

委員長 池田正之輔君 啓吉君
理事飯塚 定輔君 理事風間 啓吉君
理事白井 佐吉君 石原 登君
小西 寅松君 高木 松吉君
坪川 信三君 荒木萬壽夫君
権熊 三郎君 長谷川四郎君
土井 直作君 柄澤せゐ子君
出席國務大臣 田村 文吉君

出席政府委員

郵政事務官 浦島喜久衛君
(郵務局長) 白根 玉喜君
郵政事務官 金丸 徳重君
易保険局長) 徳重君
委員外の出席者 専門員 稲田 續君
専門員 山戸 利生君

三月一日

委員尾関義一君及び山本久雄君辞任につき、その補欠として鈴木明良君及び森下孝君が議長の指名で委員に選任された。

同月二日

委員鈴木明良君及び森下孝君辞任につき、その補欠として尾関義一君及び山本久雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月五日

委員尾関義一君辞任につき、その補欠として江崎真澄君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日

委員山本久雄君辞任につき、その補欠として門脇勝太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

委員門脇勝太郎君辞任につき、その補欠として山本久雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員岡田直君及び吉田安君辞任につき、その補欠として長谷川四郎君及び権熊三郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月一日

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)
郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)
郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

同月六日

宇甘西郵便局に集配事務開始の請願(逢澤寛君紹介)(第九四〇号)
大田郵便局に集配事務開始の請願(玉置寛君紹介)(第九六号)

同月七日

国立岩手療養所構内に無集配特定郵便局設置の請願(淺利三朗君紹介)(第一〇九七号)
此花郵便局復活の請願(前田種男君紹介)(第一〇九八号)

便局設置の請願(淺利三朗君紹介)(第一〇九七号)
此花郵便局復活の請願(前田種男君紹介)(第一〇九八号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会要求に関する件
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)
郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)
郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

○池田委員長 会議を開きます。
議事に入る前に、議案が付託になりましたので御報告いたします。去る二月一日内閣提出による郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案及び郵便法の一部を改正する法律案が、それぞれ本委員会に付託と相なりしました。以上御報告いたします。

まず連合審査の件についてお語りいたします。ただいま大蔵委員会に付託になっております資金運用部資金法案及び資金運用部特別会計法案並びに郵便貯金特別会計法案は、本委員会の所管に関する部分が多分にありますので、本法律案の審査のために、大蔵委

員会と連合審査を開くことに御異議はありますか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。それでは連合審査を開くことに決定いたしました。なおその日時については大蔵委員長と協議いたしましたので、公報をもつてお知らせいたします。

○柄澤委員 議事進行について……
国政調査に関する件が、運営委員会の都合で否決されたということが、当委員会にも正式に御報告になったと思うのでございます。資金運用部資金やその他本日御提案になりました郵政関係の法案は、郵政行政の実施の上に非常に重大な影響を及ぼすものと考えられます。現場自体から見まして、長野、山梨あるいは仙台というような地方で、従組が闘争宣言をいたしてありますような実情、また超過勤務をやらなければ、現在の定員では、とうてい年度内に仕事が片づかないというような実情が現にあるのでありまして、どうしても当委員会としては国政調査の必要があると、かように考慮されますので、委員長のおとりはかからいで各委員にお諮り願ひまして、ぜひそれを決議していただきたい、かように提案いたしますのでございます。当時の運営委員会の、国政調査がやれないという理由は、非常事態だからというものであります。これはあるいは経費その他に關連するもののように思つておつたのでございしますが、もしそうであるといたしますれば、東京都内の郵政関係の行

政の調査ということ、別に経費は何ら要しないのでございまして、私どもが時間を惜しみます足運びさえすれば、これは調査できるのでございませぬから、ぜひその点をひとつ御考慮くださいまして、現場の実情に即応して能率を上げて、国民のサービスをやつて、しかも従業員の重荷にならない郵政行政の迅速な運営をいたしますの

に、ぜひ国政調査の提案を取上げていただきたい、かように思うものであります。ぜひはからつていただきたいと思ひます。

○権熊委員 ただいまの柄澤君の動議は、もつともな節も多いようございませぬけれども、私は議院運営委員をやつておりますので、御参考までに申し上げますと、この委員会がどうきめられようともそれは自由ですけれども、運営委員会としては、原則として、国会開会中は、国政調査に名をかりて出張することは厳禁する、そういう申合せになつております。従つて、国会が自然休会であるとか、あるいは閉会後であるとかいうときは、それは委員会

の決定により、議長が許されれば、できなくともございませぬが、開会中は大体できないことになつてゐる。先般法務委員会からの、大阪方面における緊急を要する重大問題に関する出張のことについてですら、運営委員会はこれを許しませんでした。そういう実例等もありますので、御主張としてはもつともなやうですが、そういう点も御勸案の上、御決定を願ひたいと思ひます。

御勸案の上、御決定を願ひたいと思ひます。

○柄澤委員 きよは土井先生、権熊先生と、運営委員の大先生方がおそろいになりましたので、たいへんいい機会だと思いますが、国会開会中は国政調査ができないという理由は、やはり私どもが国政を担当して国会で活動いたします上に支障を来すということ

が、一番の根拠になつておると思うのでございませうが、今私が要求いたしておりますのは、今ことに年度がわりを控えまして、新しい予算その他定員などがきまり、また特に郵政にとつて重大な預金部資金とか、郵便貯金の特別会計法の問題を控えまして、私ども国政の審議の上から、そのためにこそ必要だと思つてお願ひするのでございませうが、その点について運営委員会の根拠になつております点を、一応はつきりお知らせ願ひたいと思ひます。

○権熊委員 国会開会中は、国会議員は国会内部においてその職責を盡すべしというのが原則であります。従つて国政調査をしてはならぬというのではない。国政調査は国会内のできる、資料は政府に命じて十分これを要求すべし、政府は誠意をもつて一切の資料を提供すべし、政府委員は懇切丁寧をきわめて説明すべし、そういうことであつて、国会開会中は国会外に出張してやるということは、各般の状況から見ても、過去五箇年間にわたる終戦以来の国会の状況から見ても、不適当であるという結論からさうきめておるのであります。

○柄澤委員 たいへんごもつともな理由だと思つてございませう。しかしそれでありますならば、全従業員が今反対し、また府県会の決議に違反し、町村長會議の決議に違反し、さらに衆参

両院の決議に反するところの法案が、きめられようとしておるときでございませうので、ここから出ますことが国政に支障を来さないものである限りという条件においても、許してほしいと思ひます。それからもう一つは、もしそれができないというのでありますならば、参考人を当委員会にお呼びください。実は私ども資料を要求いたしたしても、迅速に資料が整わないのでございませう。今私どもが一月の資料、二月の資料といふふうには、最近の資料を要求いたしたしても、政府機関としてはそれがとつてい整わないというのが現状でございまして、そういう緊急な資料が整わないでは、古い材料では、私どもが差迫つた事態の問題を審議いたしますのに、支障があるのでございませうから、さういふふうな参考人を呼ぶといふようなことを、ぜひおとりはからい願ひるかどうか、委員長にお伺ひしたいと思つてございませう。

○池田委員長 その問題はたいへん重要な点もあるようございませうが、あとで懇談をいたしまして考慮したいと思ひます。

○柄澤委員 それは理事会で懇談なさるおつもりでございませうか。当委員会でおきめ願ひないでございませうしよつか。

○池田委員長 委員会では皆さんと懇談いたします。

○池田委員長 それでは郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案及び郵便法の一部を改正する法律案を一括議

題とし、政府の提案理由の説明を求めます。田村郵政大臣。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

郵便振替貯金法目次中「第一節 公金に関する郵便振替貯金、第二節 債券に関する郵便振替貯金、第三節 在外加入者の郵便振替貯金」を「第一節 公金等に関する郵便振替貯金、第二節 在外加入者の郵便振替貯金」に改める。

第三條及び第四條を次のように改める。

第三條(国の保証) 国は、郵便振替貯金として受け入れた口座の貯金の払出及びその貯金の利子の支払を保証する。

益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)による公益事業者を加入者とし、当該加入者に公益事業の料金を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱について、これを準用する。

第六十四條及び第六十五條を次のように改める。

第六十四條及び第六十五條 削除

「第三節 在外加入者の郵便振替貯金」を「第二節 在外加入者の郵便振替貯金」に改める。

附則 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

及びその貯金の利子の支払を保証する。

第四條 削除

第七條第一項中「五種」を「三種」に改め、第二号及び第五号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項を削る。

第八條第二項中「官公署、学校、会社、工場その他の事業場に属する者が団体を組織して」を「団体に属する者が」に改め、「又はすえ置郵便貯金」を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十條第一項第三号中「及び宗教法人」を「宗教法人及び民法明治二十九年法律第八十九号」第三十四條の法人」に改め、同項第四号中「及び国家公務員法」を「国家公務員法」に改め、同号の末尾に「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二條の職員団体を」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

年四分

同期間が四年をこえ五年以下であるとき

年三分七厘

同期間が三年をこえ四年以下であるとき

年三分五厘

同期間が二年をこえ三年以下であるとき

年三分三厘

同期間が一年をこえ二年以下であるとき

年三分一厘五毛

同期間が一年以下であるとき

年三分

第十三条第一項に次の但書を加える。

但し、各月の十六日以後に預入された通常郵便貯金の預入金には、その預入の月の利子をつけない。

第十三条第三項を次のように改める。

通常郵便貯金及び積立郵便貯金の十円未満の端数には、利子をつけない。

第十四条中、「すえ置郵便貯金」及び「又は特別すえ置郵便貯金」を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第二号を削り、同条第四号中「郵便貯金」を「通常郵便貯金」に改め、同号を同条第二号とし、同条第二号中「すえ置郵便貯金、積立郵便貯金及び団体取扱の郵便貯金」を「団体取扱の通常郵便貯金及び積立郵便貯金」に改め、同号を同条第四号とする。

第十八条の見出し中、「貯金証書

及び証券保管証」を「及び貯金証書」に改め、同条第一項中「貯金証書又は証券保管証」を「又は貯金証書」に改め、同条第二項中「若しくは証券保管証」を削る。

第十九条の見出し中「及び証券保管原簿」を削り、同条第二項を削る。

第二十条第一項中「又はすえ置郵便貯金」を削る。

第二十一条中「又は証券原簿所管庁」及び「又は証券の保管」を削り、「貯金証書又は証券保管証」を「又は貯金証書」に改める。

第二十二条中「貯金証書又は証券保管証」を「又は貯金証書」に改める。

第二十三条中「又は証券保管証」を削る。

第二十四条中「又は保管証書」を削る。

第二十五条に次の一項を加える。

郵政省は、預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより、郵便貯金の取扱に関する証明資料として、郵便貯金本人票を交付する。

第二十六条中「又は保管証券を交付し」及び「又は交付」を削る。

第二十九条の見出し中「及び保管証券」を削り、同条第一項中「並びに証券の購入、保管、売却又は返付の請求」を削り、「貯金若しくは保管証券」を「貯金の現在高」に、「貯金証券又は証券保管証」を「又は貯金証書」に、「貯金証書若しくは証券保管証」を「若しくは貯金証書」に、「その貯金及び保管証券に関する預金者の権利は、消滅し、保管証券は、国庫に帰属する。」を「その貯金に関する預金者の権利は、消滅する。」に改める。

改め同条第二項中「特別郵便貯金」を「積立郵便貯金及び定額郵便貯金」に改める。

第三十条中「証券原簿所管庁」を削る。

第三十六条第一項中「十銭未満」を「二円未満」に改める。

第四章 特別郵便貯金 第一節 すえ置郵便貯金

第四十一条を次のように改める。

第四十一条（取扱郵便局の特定）郵政省は、通常郵便貯金の預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより、その貯金の預入、払もどしその他の取扱をする郵便局を特定する。

前項の規定により郵便局を特定したときは、その郵便局以外の郵便局は、当該貯金について貯金の預入払もどしその他の取扱をしない。

郵政省は、預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより、第一項の規定による郵便局の特定を変更し、又は取り消す。

第四十二条から第四十四条までを次のように改める。

第四十二条から第四十四条まで 削除

「第二節 積立郵便貯金」を「第四章 積立郵便貯金」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十一条の二（すえ置期間が経過した積立郵便貯金）積立郵便貯金は、そのすえ置期間が経過したときは、通常郵便貯金となる。

前項の場合には、郵政省は、預金

者の請求により、その積立郵便貯金の通帳と引き換えに通常郵便貯金の通帳を交付する。

前項の規定による通帳の交付の請求があつた場合において、預金者が他に通常郵便貯金の通帳をもつて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、その貯金に積立郵便貯金であつた通常郵便貯金を組み入れる。

第一項の場合には、郵政省は、その積立郵便貯金の通帳によつては、貯金の預入又は一部払もどしの取扱をしない。

「第三節 定額郵便貯金」を「第五章 定額郵便貯金」に改める。

第五十二条第二項中「払渡の翌月」を「払渡の月の翌月」に改める。

「第四節 特別すえ置郵便貯金」を削る。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条（預入の日から十年が経過した定額郵便貯金）定額郵便貯金は、預入の日から十年が経過したときは、通常郵便貯金となる。

前項の場合には、郵政省は、預金者の請求により、その定額郵便貯金の貯金証書と引き換えに通常郵便貯金の通帳を交付する。

前項の規定による通帳の交付の請求があつた場合において、預金者が他に通常郵便貯金の通帳をもつて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、その貯金に定額郵便貯金であつた通常郵便貯金を組み入れる。

第一項の場合には、郵政省は、その定額郵便貯金の金証書によつては、貯金の預入又は一部払もどしの

取扱をしない。

第一項の規定により通常郵便貯金となつた貯金の全部払もどし第二項の規定による通帳の交付の請求前ものについては、第五十五条の規定を準用する。

第五十八条から第七十条まで並びに「第五節 すえ置期間経過後の特別郵便貯金」及び「第五章 保管証券」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。但し、第二十五條第二項及び第四十一條の改正規定は、昭和二十六年十月一日から施行する。

2 この法律の施行前に預入したすえ置郵便貯金でこの法律の施行の際に存するものについては、この法律の施行後でも、なお従前の例による。但し、そのすえ置期間内においては、貯金の預入の取扱をしない。

3 この法律の施行前に預入した特別すえ置郵便貯金でこの法律の施行の際に存するものについては、この法律の施行後でも、なお従前の例による。

4 前二項の郵便貯金については、郵政省は、預金者の請求があるときは、省令の定めるところによりそのすえ置期間を短縮することができる。

5 この法律の施行前に保管した証券でこの法律の施行の際に保管するものについては、この法律の施行後でも、なお従前の例による。

6 郵政省設置法（昭和二十三年法

律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第九号第十号を次のように改める。

十 削除

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律(昭和二十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。(郵便貯金通帳に対する記入)

第三条 地方貯金局は、預金者から第一項第一項本文に規定する郵便貯金通帳を受け入れたときは、当該証券整理貯金の金額をその郵便貯金通帳に記入する。

2 郵政省は、前項の規定による記入をするときは、預金者に対し、当該整理証券の証券保管証又は証券保管通帳(証券保管証又は証券保管通帳を亡失したときはその事由書)の提出を求めることができ

る。第四項第一項を次のように改め、同条第二項中「前項但書」を「前項」に、「通常郵便貯金」を「郵便貯金」に改め、同条第三項中「第一項但書」を「第一項」に改める。

証券整理貯金については、その金額が郵便貯金通帳に記入されなくとも、その扱もどしをすることができ

第五条を次のように改める。(権利消滅の特例)

第五条 証券整理貯金についての預金者の権利は、昭和三十四年八月三十一日までは、郵便貯金法第二十九条第一項の規定にかかわらず、消滅しない。

第六条中「記入の請求」を「記入」に改める。

附則 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

郵便法の一部を改正する法律案 郵便法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第六百六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

何人も、他人の信書の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

第五条第三項の次に次の一項を加える。

何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書(同項但書に掲げるものを除く)の送達を委託してはならない。

第十三条第二項中「内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める」を「郵政大臣及び経済安定本部総裁が、命令でこれを定める。」に改める。

第十七条第一項第一号中「四キログラム」を「六キログラム」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 小包郵便物 容積 長さ百センチメートル、長さ、幅及び厚さの合計二メートル

重量 六キログラム

第十九条を次のように改める。 第十九条(現金及び貴重品の差出方) 現金又は郵政大臣の指定する貴金属、宝石その他の貴重品を郵便物として差し出すときは、これを書留の郵便物としなければならない。

第二十條第一項中「収入印紙」を「印紙」に改める。

第二十二條第一項中「及び往復葉書」を「往復葉書及び小包葉書(小包郵便物の外部に添付して同時に送達するもの)」に改め、同条第二項中「往復葉書にあつては四円」の下に「小包葉書にあつては三円」を加え、同条第三項但書を次のように改める。

但し、通常葉書及び往復葉書は、省令の定めるところにより、郵政大臣の定める通常葉書又は往復葉書の規格及び様式を標準として、これを私製することを妨げない。

第二十二條第五項の次に次の二項を加える。

小包葉書は、これとその差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所を同一にする小包郵便物に添付するものでなければ、これを差し出すことができない。

小包葉書については、第五章の

規定による特殊取扱をしない。 第二十三條第三項第一号中「号を逐つて」の下に「毎号千部以上を」を、同項第三号中「目的とし」の下に「広告掲載部分が印刷部分の三分の一以下のもので、」を加え、同条第五項を次のように改める。

第二項の認可の申請をするときは、その申請者において、千二百円を納付しなければならない。

第二十三條に次の二項を加える。 前項の認可の申請があつたときは、郵政大臣は、認可申請の日から左の期間内に認可をし、又は認可しない旨を通知しなければならない。

一 日刊のもの 一箇月 二 その他のもの 二箇月

第三種郵便物の認可は、認可を受けた日以後に発行するものにつき、その効力を有する。 第二十八條第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第三十條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「他の物」とあるのは、「小包葉書以外の物」と読み替へるものとする。

第三十一條を次のように改める。 第三十一條(料金) 小包郵便物の料金は、別表の地帯の別別に従い、左の通りとする。

二 キログラム又はその端数ごとに十五円を増す。

(ろ) その他のもの 重量二キログラムまで三十五円とし、二キログラムをこえる二キログラム又はその端数ごとに十五円を増す。

二 第二地帯あてのもの 重量二キログラムまで四十五円とし、二キログラムをこえる二キログラム又はその端数ごとに十五円を増す。

三 第三地帯あてのもの 重量二キログラムまで五十五円とし、二キログラムをこえる二キログラム又はその端数ごとに十五円を増す。

第三十二條第三項中「通貨」を「現金」に、「三倍以上の額に相当する通貨」を「二倍以上の額に相当する現金又は有価証券(郵政大臣の指定するものに限る)」に改め、同項の次に次の一項を加える。

官公署、特別の法律をもつて設立された公団、営団、公社、金庫及び公庫、日本国有鉄道並びに日本銀行に対しては、前項の担保を免除する。

第三十二條の次に次の一項を加える。

第三十二條の二(料金受取人扱) 書状及び郵便葉書で、これを受け取るべき者が、省令の定めるところにより、郵政省の承認を受け、郵便料金はその者において支払うべき旨の文言及び郵政省の承認番号を表示したものは、特殊取扱としないのでその者において差し出す場合に限り、差出人において、その

料金を納付することを要しない。

前項の規定により差し出された書状及び郵便葉書については、受取人は、配達の際その料金を一通につき一円の手数料を加算した額を納付しなければならない。

第三十八条第三号中「及び保険送料」を削り、第四号中「郵便私書箱」を「引き続き一年以上使用した郵便私書箱」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 三種郵便物の認可をしない旨の通知をした場合における認可申請の際納付した料金の半額

第三十九条中「私設又は使用を廃止した日から六箇月」の下に、「同条第五号の料金については、郵政大臣から認可をしない旨の通知を受けた日から六箇月」を加える。

第四十三条第二項第二号中「電信によるもの」を「あて名変更 百六十円取もどし 百二十円」を「電信によるもの電信料の実費額に二十円を加えた金額」に改める。
第四十四条第二項中「保険扱」及び「保険送料」を削る。
第五十条第二項を次のように改める。

郵便私書箱の使用期間及び使用料は、左の表の通りとする。

使用期間	使		用		料	
	当該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が二百以上であるとき	当該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が百以上二百未満であるとき	当該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が百未満であるとき	当該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が百未満であるとき	一年につき	一年につき
三箇月	三百六十円	二百四十円	二百六十円	二百五十円	千八十円	四百五十円
六箇月	六百三十円	四百二十円	二百六十円	二百六十円	千八十円	四百五十円
一年以上	千八十円	七百二十円	二百六十円	二百六十円	千八十円	四百五十円

第五十三条第一項中「書留若しくは保険扱とした通常郵便物又は小包郵便物」を「小包郵便物又は書留とした通常郵便物」に改め、「又は保険扱料」を削る。
第五十七條中「保険扱」を削る。
第五十八條及び第五十九條を次のように改める。

第五十八條(書留) 書留の取扱においては、郵政省において、当該郵便物の引受から配達に至るまでの記録をし、若し、送達途中において当該郵便物を亡失し、又は損じた場合には、差出の際差出人から郵政省に申出のあつた損害要償額の全部又は一部を賠償する。

郵便物の内容たる物が現金である場合には、前項の損害要償額は、その現金の額と同額であつて、五万円をこえないものでなければならぬ。
郵便物の内容たる物が現金以外の物である場合には、第一項の損害要償額は、その物の時価をこえない額であつて、五十万円をこえないものでなければならぬ。
前項の場合において、その物の評価が困難なため、差出人が第一項の損害要償額の申出をしなかつたときは、損害要償額を千円として申し出たものとみなす。
書留料は、左の通りとする。
一 郵便物の内容たる物が現金である場合
現金の額が千円以下であるもの
七十円
現金の額が千円をこえるもの
千円をこえる千円又はその端数ごとに十円の割合で算出した金額を七十円に加えた金額
二 郵便物の内容たる物が現金以外の物である場合
損害要償額が千円以下であるもの
三十円
損害要償額が千円をこえるもの
千円をこえる千円又はその端数ごとに一円の割合で算出した金額を三十円に加えた金額

第五十九條 削除
第六十条第二項中「通常郵便物」を「郵便物」に、同条第三項中「二十円とする」を「通常郵便物にあつては二十円、小包郵便物にあつては三十円とする」に改める。
第六十一条第二項及び第六十二条第二項中「又は保険扱を削る」
第六十四条第二項中「又は保険扱」

を削り、同条第三項中「五万円」を「五十万円」に改める。
第六十八条第一項第一号中「又は保険扱」を削り、同条第二項を次のように改める。
前項の場合における賠償金額は、左の通りとする。
一 書留とした郵便物の全部を亡失したとき
申出のあつた額(第五十八條第四項の場合には、千円を限度とする実損額)
二 書留とした郵便物の全部若しくは一部を亡失し、又はその一部を亡失したとき
申出のあつた額を限度とする実損額
三 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき
引換金額
第七十六条第一項中「一万円」を「十万円」に改める。
第七十七条及び第七十八条中「五万円」を「五十万円」に改める。
第七十九条中「二千円」を「二万円」に改める。
第八十条第一項中「二千円」を「二万円」に、同条第二項中「五千円」を「五万円」に改める。
第八十一条中「五千円」を「五万円」に改める。
第八十一条の次に次の一条を加える。
第八十一条の二(郵便を不正に利用する罪) 詐欺、恐嚇又は脅迫の目的をもつて、真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称又は通信文を記載した郵便物を差

し出し、又は他人にこれを差し出させた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。
第八十二条中「三千円」を「三万円」に改める。
第八十三条第一項中「二千円」を「二万円」に、同条第二項中「五千円」を「五万円」に改める。
第八十五条第二項中「千円」を「一万円」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。
2 この法律の施行前に差し出された郵便物、この法律の施行前になされた第三種郵便物の認可の申請及びこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○田村國務大臣 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案、以上四つの法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

まず郵便法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行の郵便法は、新憲法の制定に伴ひ、その内容を新憲法の精神に即応せしめる必要に基きまして、昭和二十二年急速に制定せられたものであります。その際、郵便取扱の制度の内容の改正は、短時間で成案できるものと認め、その他は新郵便法制定後できるだけすみやかに改正することとせられていたのであ

次に現行の取扱制度の内容を改正しようとするものについて申し上げます。

第一は、小包郵便物の容積及び重量の最高制限を改めることとしたこととあります。現行の容積及び重量の最高制限は、若干低過ぎ、利用上不便であると認められますので、小包郵便物の容積の長さ、幅及び厚さを各別に一定したものとして、その合計したものに改めて、若干これを引上げ、またその重量の最高制限を現行の四キロから戦前の六キロに引上げることとしました。

第二は、小包郵便物の料金体系を改正することとしたこととあります。小包郵便物の料金体系をできるだけ合理的なものとしたため、小包の取扱いは経費が、その送達距離の大小により多大の差異があること、小包と同種の鉄道小荷物の運賃が距離制をとっていること等の事情を考慮して、現行の全国均一制を地帯制に改め、その地帯の区切り方は、引受け事務の簡捷化のため、できるだけその段階を少くし、三地帯制としたこととあります。そして地帯別の料金額は、近距離は低料にして、遠距離を幾分高額とし、全体としては平均的に現行料金による収入と大差ないように定めることとしました。

第三は、書留と保険扱いの両制度を統合して、書留制度に一本化することとしたこととあります。現在賠償を件う記録扱いの制度には、書留と保険扱いとがあり、郵便物が送達中亡失した場合に、六百円以上の損害賠償を得ようとするものは、保険扱いとして差出さなければならぬこととなつており

ますが、利用の実際は、書留として出せば、送達途中亡失した場合、その実損額を賠償してもらえらるものと考へてゐるのが一般の事情であります。従つてこの損害賠償をめぐる紛議を生じている状態にもありますので、この両制度を統合して書留制度に一本化し、その料金は、差出しの際申告した損害賠償額に依つてこれを納付させ、送達中に亡失または毀損した場合に、申告した賠償額の限度においてその実損額を賠償することとします。その場合に、その賠償最高額を現行保険扱いの場合の十倍に引上げ、現金は五万円、物品は五十万円とするにしようとして、公衆の利便と、損害の救済を現状に即するよう改めたいという点であります。

第四は、三種郵便物の認可についての改正であります。すなわち三種郵便物の認可条件をできるだけ具体的に定め、また認可の審査期間及び認可の効力の発生時期を明定します。同時に、認可の審査期間を法定します。関係から、今後の認可申請をできるだけ認可条件を具備しているものたるため、現在認可料として認可の際納付することになつてゐる金額を認可申請の際納付させることとし、認可をしない場合には、その半額を還付すること等を定め、第三種郵便物認可の事務処理の明確化と迅速化を期することといたしました。

第五は、料金後納の担保の減免等の改正であります。料金後納郵便制度の現行の担保額は、三箇月分相当額となつてゐるため、相当高額に上るものがあります。本制度の利用を困難にし

てゐるくらいがありますので、担保額を二箇月分相当額に引下げ、また国債等の有価証券を担保として認めることとしました。ほか、官公署、特別の法律で設立された公団、公社、日本銀行等は、その性質上料金徴収不能の事態を生じないものでありますので、これらのものに対しては担保提供の免除を明定することとして、本制度の利用の増大と利用者の負担の軽減をはかることといたしました。

第六は、郵便私書箱の短期使用の制限を設けることといたしました。郵便私書箱の使用は、現在一年以上利用するもの使用を建前としており、そのため、たとえば外国の旅行者等は不便を感じておられますので、三箇月間及び六箇月間の短期かつ定期の利用の道を開くことといたしました。

その他、現行制度を改正するものとして、代金引きかえ金額の最高制限を、現行の五万円から五十万円に引上げたこと、電信による名あて変更、とりもどし料金を適正にしたこと等があります。最後に、郵便事業の円滑な運営を確保するための改正について申し上げます。

第一は、信書送達の独占に関する規定を明確にしたこととあります。これに関する現行規定は、「何人も、信書の送達を営業としてはならない」となつていますが、信書の送達を業としてゐる者が、委託者の雇人の形式をとつてゐる場合、この規定に抵触するかどうかについて疑義を生じ、いわゆる私設郵便局の取締り上も困りますので、この点を明確にいたしました。また他人の信書の送達を業とする者は、委託者から懲罰されて開始する場合も少くないと認められますので、このような信書の送達を禁止せられてゐる者には、信書の送達を委託してはならないこととしました。

第二は、罰則中、罰金の金額の改正であります。罰金の現行金額は、現下の経済事情のもとでは低きに過ぎますので、他の一般刑罰法令の例になつて、これをすべて現行の十倍に引上げようとするものであります。

第三は、郵便を不正に利用する罪を新たに規定したこととあります。郵便は、公共の福祉増進を目的とする文化的、平和的な事業であり、また国民の日常生活に欠くことのできないものであります。犯罪の目的で利用することを許すことは、事業の性格に反するばかりでなく、国民は郵便に対する安心感を失ひ、国民の文化的、平和的な生活に障害を与えることとなるおそれがあります。犯罪の手段として最も多く郵便を使用するおそれのある詐欺、脅迫等の目的で、真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称または通信文を記載した郵便物を差出し、または他人にこれを差出させた者は、五万円以下の罰金または料料に処することといたしました。

次は、郵便貯金法の一部を改正する法律案であります。この法律案は、郵便貯金の預金者の利便を増進し、その利用を容易にして、貯蓄の吸収に資し、一面において現在利用度の少い、または利用のまつたかない制度を廃止して、事業の簡素化をはかり、あわせて社会情勢及び経済事情の変化に伴う規定の整備を行おうとするものであります。その内容は次の通りであります。

第一の改正は、定額郵便貯金の利率を引上げることとあります。これはその利率が現在最低年二分九厘（預け入れ期間一年以下のもの）、最高年三分五厘（預け入れ期間五年を越えるもの）と定められておりましたが、銀行の定期預金利率、預け入れ期間三箇月のもの年三分八厘、六箇月のもの年四分六厘、一年のもの年五分に比べて著しく低いので、その利率を最低年三分、最高年四分に引上げ、長期預金者の利便をはかり、現下緊急の課題であります。長期安定資金の吸収に資せんとするものであります。もつともこの利率の引上げは、支拂い、利子の増加を来し、事業の経営に多少の影響を与えますので、その均衡を保つために、一方通常郵便貯金の利子計算方法を改め、各月の十六日以後の預け入れ金にはその月の利子をつけないこととし、月末に預け入れして翌月の初めに引出されるがごとき短期の預け入れ金には利子をつけないことに改めるとともに、通常郵便貯金及び積立郵便貯金の十円未満の端数の預け入れ金にも、利子をつけないことに改めたいと存するのであります。

第二の改正は、預金者の請求によつて取扱郵便局を特定する制度を新設し、一面、郵便貯金本人票の発行を実施することとあります。これは現在郵便貯金の利用が、多少の制度はありますが、原則としてどの郵便局でもできるという利点で、通帳盗難等の場合においては、かえつて貯金の詐取を招く結果となつてゐる実情にかんがみまして、郵便貯金制度を、常に住所または勤務先のもより郵便局で利用して

いる者の利便のために、その請求により、一の通常郵便貯金について、その預け入れ、払いもどし等の取扱いをする郵便局を、あらかじめ預金者が特定し得ることとし、その場合には、その他の郵便局ではその貯金について一切の取扱いをしないこととする制度を設けて、これらの預金者の貯金を安全にする一面、船員、旅行者等、全国各地の郵便局で郵便貯金の利用を必要とする預金者に対しては、その請求により郵便貯金本人票を交付し、その本人票の呈示によつて、全国どこかの郵便局でも何らの制限なく郵便貯金を利用できるよりにいたしました。これらの預金者の利便及び貯金の安全をはからうとするものであります。

第三の改正は、すえ置き郵便貯金、特別すえ置き郵便貯金及び預金者の請求による証券保管の制度を廃止することであり、これらの制度は、現在利用度が少いか、またはまったく利用がなくなつていゝるものであり、将来もその利用を期待することができないので、この際すべて廃止して、事業の簡素化をはかりたいと存するのであります。もつとも現在なお存する少数の利用者に対しては、法律施行後もその権利を保全するよう、附則において考慮してあります。

その他の改正といたしましては、郵便貯金の元利金の支払いを国が保証する旨の積極的規定を設けて、その安全性を明確にすること、郵便貯金の貯金総額の制限の規定の適用を受けない法人または団体として、新たに日本専売公社、日本国有鉄道、大日本育英会、日本放送協会、その他民法第三十四條の法人など、国に準ずべき団体及

び公益団体を加えること、通常郵便貯金の一部払いもどしの場合の金額の端数制限を円位以上に引上げること、団体取扱郵便貯金の取扱対象団体を拡張すること等がありますが、これらの改正は、預金者の利便をはかり、または経済事情の変化に伴う規定の整備を行おうとするものであります。

次に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を説明申し上げます。この法律案は、郵便貯金法の一部改正と同じく、郵便振替貯金の加入者の利便を増進し、その利用を容易にする一面、利用度の少い制度を廃止して、事業の簡素化をはかることにも、あわせて社会情勢及び経済事情の変化に伴う規定の整備を行い、郵便振替貯金事業の発展に寄与しようとするものであります。その内容は次の通りであります。

その一は、郵便貯金の場合と同様の趣旨で、郵便振替貯金の元利金の支払いについて、国が保証する旨の積極的規定を設けようとするものであります。

その二は、現在加入者の代理行為をする代理署名人の権限は、振替及び払出しの請求のみに限られておるのでありますが、住所の変更の届出その他加入の実体に触れない範囲において、その権限を広げることによりまして、利用上の利便をはからうとするものであります。

その三は、現在郵便振替貯金の貯金現在高が十万円を越えるときは、その超過する額に対しては利子をつけないことになつておるのでありますが、この規定は、大正四年に設けられた制限であり、今日の経済事情のもとにおい

てはふさわしくないものと認められまので、この制限を撤廃いたしました。加入者の利益を保護しようとするものであります。

その四は、公金に関する郵便振替貯金として、地方公共団体を加入者ととし、その加入者が徴収する地方税等の公共の納付については、一般の払込み料金よりも低廉な料金で特別の取扱をする制度が、現に盛んに利用されておるのでありますが、この制度を公益事業、すなわち電気及びガス事業の料金の納付についても利用することができ、道を開き、郵便振替貯金制度の利用の増進をはからうとするものであります。

その五といたしましては、現在債券に関する郵便振替貯金として、国債、社債の募集、売却しにかかる払込金等の受入れ、またその買上げ代金、元利金等の支払いを取扱ふ規定がありますが、取扱いの対象であるこれらの債券の買上げや償還による整理が進捗し、本年度をもつて一応終了する状況にあり、この事務はその性質上非常に複雑なものであり、その料金収入では事務費をまかなえない現状で、しかもその料金の引上げは困難な事情にあり、この引上げがみまされ、この制度を廃止し、事務の簡素化をはからうとするものであります。

最後に、税便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案の提案理由を説明申し上げます。この法律案は、証券整理貯金の取扱を積極的に実施して、その整理の促進をはかりまるとともに、従来特別に定められておりました証券整理貯金に関する権利消滅の規定を改めまして、預金者の権

利を保護しようとするものであります。その内容は次の通りであります。

証券整理貯金と申しますのは、郵便貯金に附帯して保管された証券を、郵便貯金事業の簡素化をはかるため、郵政省が預金者にかわつて売却し、その代金を郵便貯金に組み入れたものであります。従来この貯金につきましては、預金者の請求によつて初めて通帳に対する記入または払いもどしの取扱が証券整理貯金の整理状況を見ますところから、整理を始めた昭和二十四年九月から昨年十二月まで一年四箇月の間に、金額にいたしまして約五七%を整理したにすぎないのであります。このまま放置しておきますと、整理に相当長期間を要し、本法律の目的を達することが困難であるばかりでなく、預金者の権利が消滅するおそれもあります。で、預金者の請求の有無にかかわらず、地方貯金局で証券整理貯金の付随する郵便貯金の通帳を受け入れたときは、積極的にその金額を通帳に記入するとともに、その貯金の払いもどしについても、その金額が通帳に記入されているといふにかかわらず、またその全部払いもどしであるか一部払いもどしであるかを問わず、制限なく、すなわち従来は通帳に金額が記入されていない証券整理貯金の払いもどしは、その全部払いもどしに限られていたが、これを無制限に取扱ふことに改めることにいたしましたのであります。

次にこの法律の現行規定では、保管証券の整理を完全にするため、預金者から証券整理貯金の払いもどしまたは通帳に対する記入の請求が十年間ないときは、この貯金に関する預金者の権利が消滅する旨の特別の規定が設けられておりますので、前述の通り現状のまま推移いたしますと、未整理貯金のかなりの部分が、この規定によつて消滅するおそれがあります。そこで預金者の権利を保護するため、通帳に対する金額の記入及び払いもどしの取扱を積極的に実施する反面、従来昭和十四年八月末日までに通帳に対する金額の記入または全部払いもどしの請求がないときは、消滅することになつておりました預金者の権利に関する特別の規定を削つて、その貯金が組み入れられた郵便貯金の権利と一体となつて存続し、消滅するように改め、さらにこの改正によつてかえつて不利益をこうむる預金者のために特例を設けまして、証券整理貯金を受け入れた郵便貯金に関する権利がすでに消滅し、または右の期日までに消滅した場合においても、なお証券整理貯金に関する権利は右の期日までは存続することとし、その権利の保全に万全を期したいと存するのであります。

以上が、ただいま議題となりました四法律案の内容であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いする次第であります。

池田委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。引續いて質疑に入るべきであります。これは次回より行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

池田委員長 それではさきように決しました。本日これをもちて散会いたします。

す。

午後二時三十八分散会

昭和二十六年三月十七日印刷

昭和二十六年三月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所